

下記の業務委託について、公募型簡易プロポーザル方式に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

平成29年7月14日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

- (1) 業務名 平成29年度 公有財産売却業務
- (2) 委託期間 契約締結日の翌日から平成30年3月31日まで
- (3) 業務内容 別紙1「業務説明資料」のとおり
- (4) 業務委託の場所 静岡県内を「東部」、「中部」、「西部」に分割しそれぞれにプロポーザルを実施する（複数選択可）。
- (5) 応募資格 次に掲げる要件を全て満たす者
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 静岡県内に本社又は営業所等の業務拠点を有する者であること。
 - ウ 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の規定による許可を受けている者又はこれらの者で構成する共同企業体であること。
 - エ 過去2年以内に宅地建物取引業法第65条第1項又は第3項の規定による指示を受けていないこと。また、過去5年以内に同条第2項又は第4項の規定による業務停止の処分を受けていないこと。
 - オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - カ 次の(イ)から(ハ)のいずれにも該当しない者であること。
 - (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - (イ) 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - (イ) 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - (イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - (イ) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - (イ) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 委託先の選定方法

公募による企画提案方式とする。委託先の選定は別紙2による評価審査基準により、財務局長を選定委員長とし、管財課長、管財課長代理、管財課財産管理班長、管財課事務担当者を委員とする選定委員会が審査し、決定する。

3 応募方法

(1) スケジュール

平成29年 7月14日 (金)	公告
平成29年 7月26日 (水)	参加資格確認申請書の提出期限
平成29年 7月28日 (金)	参加資格確認結果の通知
平成29年 8月 2日 (水)	業務説明資料への質問期限
平成29年 7月20日 (木) ~ 平成29年 8月 4日 (金)	上記質問への回答期間
平成29年 8月 9日 (水) ~ 平成29年 8月18日 (金)	企画提案書の提出期間
平成29年 8月24日 (木) 頃	選定結果の通知

(2) 参加するために必要な資格の確認

ア 参加希望者は、別記の1により業務説明書等を受け取った後、参加資格確認申請書を別記の2により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、参加資格の確認基準日は確認申請書の提出期限日とし、確認結果は別記の3により文書で通知する。

イ 参加資格がないと認められた者は、県に対し別記の4によりその理由について説明を求めることができる。この場合において、その回答は、説明を求められた日の翌日から3日以内（土、日曜を除く。）に文書で行う。

ウ 参加資格がないと認められた者及び別記の2の提出期限までに確認申請書を提出しない者は、参加することができない。

(3) 企画提案書の提出

ア 参加資格を認められた者は、別記の5により企画提案書を提出する。

イ 業務説明資料などに対する質問書は、別記の6により提出する。

ウ イの質問に対する回答は、別記の6(3)の期間中に随時静岡県ホームページに掲載して行う。

4 企画提案者の選定

(1) 次に掲げる事項を評価し、選定する。

- ア 業務（取引）実績
- イ 業務処理体制の充実度
- ウ 業務処理計画
- エ 提案内容の的確性及び実現性
- オ 報酬割合

(2) 提出された企画提案書の内容等について、書面審査を実施する。

(3) 提出された企画提案書の内容が最も優れている者と必要な確認、調整を行った上で契約手続を行う。

(4) 企画提案書が選定された者への通知は別記の7による。

5 委託料の算定方法

(1) 媒介手数料

県が定める売却予定価格（落札価格ではない。）に、提案された報酬割合を乗じて算出した額に、必要な消費税額等を加算した額

なお、建物付き物件では、土地価格から建物撤去費相当額を差引き、売却予定価格を算定することがある。

受託者が物件調査を行わなかった物件は②の物件調査料を差引く。

② 物件調査料

1件につき、54,000円（税込み）

契約期間中に売買契約が成立しなかった物件について、受託者が物件調査を行った場合は調査料のみを支払う。

6 前金払及び部分払

前金払は行わない。ただし、対象物件を売払い、売買代金の納入があった場合、契約に基づき当該物件の売却予定価格に見合う委託料の部分払いを行うことができる。

7 契約書の作成の要否

要

8 その他

詳細は、業務説明資料とともに配布する企画提案書作成要領による。

【 別 記 】

1 業務説明資料等の配布

- (1) 配布期間 平成29年7月14日（金）から平成29年7月26日（水）まで
（土曜日、日曜日及び祝日等を除く午前9時から午後5時まで。以下、期間の取扱いは同じ。）
- (2) 配布場所
 - ア 文書の配布による場合
静岡県経営管理部財務局管財課（県庁本館1階）
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号（電話番号：054-221-2123）
 - イ インターネットによる場合
県のホームページ（<http://www.pref.shizuoka.jp/soumu/so-120/index.html>）からダウンロードで
きる。
- (3) 配布資料
公有財産売却業務委託公募要領、業務説明資料、様式、企画提案書作成要領、対象物件一覧（地区別）

2 参加資格確認申請書の提出

- (1) 提出方法
持参又は郵送により提出すること（電送による受付は行わない。なお、郵送による申込みの場合は、書留郵便にて下記受付期間内に下記提出先に到着すること。）
- (2) 受付期間 平成29年7月14日（金）から平成29年7月26日（水）まで
- (3) 提出先 静岡県経営管理部財務局管財課（県庁本館1階）
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号（電話番号：054-221-2123）
（以下、提出先は全て同じ。）
- (4) 提出書類
 - ア 別紙様式1
 - イ 参加資格確認資料
 - (イ) 宅地建物取引業免許証（写し）など営業（業務）に必要な許可及び登録証明書等の写し
 - (ロ) 宅地建物取引業法第9条の規定による変更の事実があり、免許を受けた国土交通大臣又は知事に届出を行っていない場合は、変更の内容を記載した書面
 - (ハ) 宅地建物取引業者で構成される共同企業体による応募においては、当該共同企業体の定款又は会則等の書面
 - (ニ) 商業登記簿謄本
 - ウ 役員等名簿
 - エ 印鑑証明書

3 参加資格確認結果の通知書

- (1) 通知方法 郵送による
- (2) 通知日（発送日） 平成29年7月28日（金）

- (3) 様式 別紙様式 2 による
- 4 参加資格がないと認められた者の理由説明要求
 - (1) 要求方法 文書により持参又は郵送すること。
(電送によるものは、受け付けない。郵送の場合提出期限内に到達のものに限る。)
 - (2) 提出期限 平成29年 8 月 2 日 (水)
 - (3) 様式 任意 (A 4 版)
- 5 企画提案書の提出
 - (1) 提出方法 文書により持参又は郵送すること。
(電送によるものは、受け付けない。郵送の場合提出期間内に到達のものに限る。)
 - (2) 提出期間 平成29年 8 月 9 日 (水) から平成29年 8 月 18 日 (金) まで
 - (3) 様式 鏡文の様式については別紙様式 3、その他については任意の様式 (A 4 版) による
- 6 業務説明資料等に対する質問及び回答の閲覧
 - (1) 提出方法 文書により持参又は郵送すること。
(電送によるものは、受け付けない。郵送の場合受付期間内に到達のものに限る。)
 - (2) 受付期間 平成29年 7 月 18 日 (火) から平成29年 8 月 2 日 (水) まで
 - (3) 回答の閲覧期間 平成29年 7 月 20 日 (木) から平成29年 8 月 4 日 (金) まで
 - (4) 閲覧方法 静岡県ホームページに掲載して行う。
- 7 企画提案書が選定された者への通知
 - (1) 通知方法 郵送による
 - (2) 通知日 (発送日) 平成29年 8 月 24 日 (木) 頃
 - (3) 様式 別紙様式 4 による
 - (4) その他 選定されなかった者についても上記により通知する。